

議会の監査請求に基づく監査報告書

平成23年10月5日

八頭町監査委員 田中 壽人
八頭町監査委員 池本 強

- 第1 議会の監査請求の概要
- 第2 請求の要旨
- 第3 監査の実施
- 第4 監査の結果
- 第5 意見及び提言

記

第1 議会の監査請求の概要

1 監査の請求

平成23年8月10日、第10回八頭町議会臨時会において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第98条第2項の規定により監査を求め、その結果に関する報告を請求することが議決され、同日付で八頭町議会議長より八頭町代表監査委員へ監査請求書が提出された。

第2 請求の要旨

1 監査を求める事項

町長から発表された一連の法人町民税の不適切な会計事務処理は、町財政処理の根幹を揺るがしかねない事件であり、再発を防止するためにも、これに関して次の監査を求める。

(1) 次の不適切な会計処理の事実関係

ア 平成14年度から平成17年3月30日（八頭町合併以前）までの旧郡家町・旧船岡町・旧八東町の各会計の事務処理

イ 平成17年3月31日（八頭町合併）から本請求決議までの八頭町会計の事務処理

(2) 上記（1）における不適切な会計事務処理の発生理由

(3) 今後の再発防止策の提言

第3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 不適切な会計事務処理

ア 平成14年度から平成17年3月30日（八頭町合併以前）までの旧郡家町・旧船岡町・旧八東町の各会計の事務処理

イ 平成17年3月31日（八頭町合併）から本請求決議までの八頭町会計の事務処理

(2) 不適切な会計事務処理の発生理由

(3) 今後の再発防止策の提言

2 監査対象機関
八頭町税務課

3 監査実施期間
平成23年8月10日から同年10月5日まで

4 監査の内容

(1) 税務課の監査の実施

平成14年度から平成23年8月までの法人町民税の事務処理状況について、法人町民税申告書、調定簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類の審査をするとともに、関係職員等の事情聴取も行い監査を実施した。

(2) 監査の着眼点

ア 不適切な法人町民税過年度分の会計処理について

- ・合併前の平成14年度から平成16年度に申告書が提出されていたにもかかわらず、未処理となっていたもの3件、17年度から22年度に申告書が提出され未処理となっていたもの57件の合計60件の事実関係

イ 調定事務は適正に行われているか

- ・調定はその根拠となる法令等に適合しているか
- ・調定の時期及び手続は適正か
- ・調定漏れはないか
- ・収入未済額の繰越は適正に行われているか
- ・調定簿等関係書類は整備されているか

ウ 滞納整理事務は適正に行われているか

- ・催告及び督促の手続は適正か

エ 法人町民税対象法人の実態把握は正確か

(3) 提出された関係書類

税務課から提出された関係書類は別紙1のとおり。

なお、平成14年度、平成15年度の旧郡家町・旧八東町については申告書及び調定、平成15年度の旧船岡町については申告書がなく一部調査が出来なかった。

(4) 関係職員の聴取による調査

平成14年度から平成22年度までの法人町民税の担当者7名(旧〇〇町含む)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇)と平成11年度から合併時の平成17年3月30日まで旧〇〇町税務課長であった〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇)に対して関係職員の調査を実施した。

(5) 関係人の調査

法第199条第8項の規定により、合併後の平成17年3月31日から平成22年度ま

で八頭町税務課長であった〇〇〇〇氏（平成23年3月31日退職）に対して関係人の調査を実施した。

第4 監査の結果

監査結果については次のとおりである。

1 旧3町と八頭町の法人町民税の状況
別紙2、別紙3のとおり。

2 法人町民税の事務手順（標準手順）
別紙4のとおり。

3 不適切な法人町民税過年度分の会計処理について

平成14年度から平成17年3月30日（八頭町合併以前）までの旧郡家町・旧船岡町・旧八東町の各会計の事務処理について、関係書類の他、関係職員調査、関係人調査により調査した結果、不適切な会計処理及び申告書が提出されているにもかかわらず調定を行っていなかった会計処理の状況は次のとおりであった。

旧郡家町と旧船岡町は、申告書の提出時に調定していたが、旧八東町では1ヵ月分をまとめて調定していた。申告書が提出されたにもかかわらず、未納付の法人の調定は、旧八東町は納付した先と同様に調定していた。旧船岡町は申告時に調定し未納先は無かった。旧郡家町においては申告時に調定していたが、倒産等で徴収不能等が予測される法人については調定を留保していた形跡があった。そのことが未調定となっていた4件の発生理由の一つと推測できるが、発生事由は確認出来なかった。八頭町になって発生した未調定は誤った事務処理のやり方、すなわち申告書の税額と納付された税額を確認した段階で調定を行い、納付されないものは残るといった事務処理が定着化し、件数が増大したものと見られる。

調定簿等の関係書類では、財務規則に示された町税調定簿の様式が使用されず、システムで出される別の資料が利用されるなど、規則と運用にバラツキが見られたので、実態に沿った規則及び規程の点検整備が必要である。

申告されたにもかかわらず未調定となっていたものは、報告の通り60件を確認した。年度別の受付状況は表1のとおりであった。

なお、既に収入済みで調定処理されていたものは表2とおりに確認された。

表1

年度	合併前	17	18	19	20	21	22	合計
件数	3	9	9	7	9	7	16	60

表2

(単位：円)

年度	合併前	17	18	19	20	21	22	23	合計
件数	1	6	5	6	1	8	0	0	27
金額	56,300	450,400	250,000	371,700	50,000	498,600	0	0	1,677,000

4 徴収事務について

特に指摘すべきことはなかった。

5 滞納整理事務について

法人町民税の滞納整理事務については、発生件数、金額が比較的少なかったこともあると思われるが、口頭や電話によるものが主であり、文書による催告及び督促も行われていたが一部に終わっていた。未調定先はシステムに入力されていないことから、個人的にパソコン等で管理を行っており、系統的な管理対象から外れていた。

催告及び督促の実施、延滞金の徴収等など条例及び規則に沿った事務処理が行われているとは言えないので、改善の必要がある。

6 法人町民税対象法人の実態把握について

現在は、毎年7月実施の県に提出している「市町村税課税状況等の調」が基になっている。実態把握は法人の申告を主に行っているため不申告法人の調査は特に行っていない。県に提出する調については、県と情報交換を行うなど確認しているため実態と大きな差異が生じているとは考えにくい。より正確性を確保するためには定期的に実態調査を行うことが必要と思われる。

7 不適切な会計事務処理の発生理由

(1) 調定の事務処理の経緯について

基本的には合併前の旧3町の事務処理は、ほぼ適切に行われていたと認められた。旧郡家町で未調定の申告書が残っていたのは個別事情があったと思われるが、確認できなかった。合併後の事務処理は、調定事務は1ヵ月分をまとめて行う方法で行われている。

(2) 未調定の発生理由

法人町民税事務は比較的分かりやすく、業務量も少ない業務と認識されていた。合併後は平成17年度から平成22年度まで6名が担当しており、1年から2年、短い者では1ヵ月で担当が変わっている。法人町民税は申告納付であり、納税通知書を納税者に交付することにより徴収する普通徴収と違い、納税者が申告し、その申告した税金を納付する税金である。税金を納めるために申告するものであり従来はほとんど未納も無く、納入が遅れても電話や口頭での催告で解消されていたものと思われる。

八頭町になって発生した未調定は、誤った事務処理のやり方、すなわち申告書の税額と納付された税額を確認した段階で調定を行う事務処理、納付されないものは残るという事務処理が定着化し、件数が増大したものと見られる。

(3) 調定についての法令及び規則に対する認識について

調定とは、歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し収入金額を決定する行為、すなわち徴収に関する内部的意思決定の行為（法第231条）を言うものであるとされている。歳入の調定は、原則として納入の通知及び収納に先だって行うべきものとされているが、法人町民税は申告納付であり、未調定の状態で納付されることもある税金である。いわゆる事後調定に該当すると思われるが、規則上は明確になっていない。

さらに、調定の時期についても、申告を受付けた時点が原則と認識されているが、これについても規則等に明記されていない。こうした明確な基準、マニュアル等が整備されていないこともあり、いつ調定を行うのか、曖昧なまま事務処理を行っていたことも原因の一つと考えられる。

(4) 関係職員の聴取による調査の結果、要旨

- ア 提出された申告書に基づいて調定を行われなければならないことについては、異論はなく認識は一致していた。
- イ 多くの職員は、調定していない未処理の申告書を引継いでいることに不安と疑問を感じていた。中には事務引継書に解決できなかった問題点として「滞納法人の調定」を挙げて課長に報告していた職員もあった。
- ウ 課長に相談したが、具体的な解決策が示されずそのままになったと発言していた職員もあった。
- エ 未調定の申告書があることに、何の疑問も感じていない職員もいた。

(5) 関係人の聴取による調査の結果、要旨

- ア 法令に沿って申告された時点で調定し、適宜処理されていると認識していた。
- イ 未調定の申告書について、職員からの相談は受けていない。
- ウ 今回の法人町民税の不適切処理については、何でこんなになったか聞きたいぐらいの気持ちである。
- エ 固定資産税・町民税の滞納額が膨大で、その対応に頭がいっぱいだった。

第5 意見及び提言

この度の、法人町民税に係る不適正な事務処理については、特に3町が合併し八頭町としてスタートしてから急激に未調定の処理が増加したことをみると、その当時の事務処理体制に大きな問題があったと判断せざるをえない。合併当初は事務の統合に相当苦労もあったことが伺われた。しかし、調定するかしないかは比較的簡単な事で、その当時の判断が適切でなかったことが、問題をここまで大きくした要因と考えられる。合併して6年間に6人の職員が担当し、認識の差は見られたが不安や疑問を持ち上司に相談した形跡は見られた。

元課長に対する関係人の聴き取り調査では、本件について、職員からの報告も受けていないし、問題があるとは全く思っていなかったと発言し、管理責任については職員に対しても、町民に対しても言及がなかった。

この度の事案が明らかになったのは、課長の異動に伴い職員からの報告によって明らかになったものであり、外部の検査や監査によって明らかになったものではない。日頃から疑問や不安に思っていたからこそ報告したものであり、職員の自浄作用が働いたものと認められた。新任課長の赴任4日目で事実が明らかになった。前任の課長は八頭町合併以来税務課長を務め、合併前からの職歴を見ると、庁内では最も税務に精通していたと思われるが全く気づかなかった。課長という事務統括責任者の役割は何か、職責は果たせたのか。

結果からみると、指揮及び監督の立場にある担当課長が、実態を正確に把握し是正することなく放置してきたことが主な原因であると考えられる。改善する機会是多々あったと思われるが、安易な事務処理の解釈により問題を直視せず、勇気を持って報告することを躊躇した職員にも責任を自覚してほしい。

この度の事案の責任として町長、副町長及び関係職員の処分が行われた。再発防止策として法令遵守意識を高める職員研修の強化、職員公益通報制度の創設などが挙げられているが、今後は法令及び条例等に基づいた適正な事務処理を執行されたい。

今後の再発防止策の提言については、次のとおり八頭町長宛に要望書を提出しているのでそれをもって提言としたい。

八頭町長 平木 誠 様

八頭町監査委員 田中 壽 人

八頭町監査委員 池本 強

法人町民税の徴収等に係る適正な事務処理を求める要望について

この度の、法人町民税に係る不適正な事務処理については、特に三町が合併し八頭町としてスタートしてから急激に未調定の処理が増加したことをみると、その当時の事務処理体制に大きな問題があったと判断せざるをえない。その後、改善する機会が多々あったと思われるが、安易な事務処理の解釈により問題を直視せず放置してきたことは否めない事実である。このことは、職員の法令遵守に対する意識の希薄さ、また、指揮・監督の立場にある担当課長が、実態を正確に把握し是正することなく放置してきたことが主な原因であると考えられる。

この事件の責任として町長、副町長の給与月額減額、関係職員の処分、また、再発防止策として法令遵守意識を高める職員研修の強化、職員公益通報制度の創設などが挙げられているが、今後は法令・条例に基づいた適正な事務処理を執行されたい。請求人も求めているが、この度のことを教訓に全職員の町民のための行政、公務員の仕事の姿勢、監督責任のあり方について改めて検討をいただきたい。今後の事務の改善にむけて下記事項を要望する。

記

- 1 税務事務全般の事務処理マニュアルの作成
- 2 税務申告書受付簿の整備
- 3 職務権限者の事務の明確化
- 4 事務担当者の事務引継の徹底と管理責任者立会いの導入

なお、個別の事務処理について次の事項の検討及び改善を求める。

- 1 調定日を規則及びマニュアル等で明記すること
- 2 事後調定の位置づけの検討
- 3 規則と帳票類の整合性を図ること

別紙1

- ・平成14年度 歳入整理簿 (旧郡家町)
- ・平成14年度 法人町民税申告書案内綴 (旧船岡町)
- ・平成14年度 法人町民税申告書綴 (旧船岡町)
- ・平成14年度 法人町民税収入調定稟議書類 (旧船岡町)
- ・平成14年度 町税調定簿 (旧船岡町)
- ・平成14年度 収入調定決議書兼収入通知書 (旧船岡町)
- ・平成14年度 市町村税課税状況等の調べ (旧船岡町)
- ・平成14年度 一般会計歳入整理簿 (旧船岡町)
- ・平成14年度 一般会計歳入証拠書類綴 (旧八東町)
- ・平成14年度 歳入整理簿 (旧八東町)
- ・平成15年度 歳入整理簿 (旧郡家町)
- ・平成15年度 町税調定簿 (旧船岡町)
- ・平成15年度 収入調定決議書兼収入通知書 (旧船岡町)
- ・平成15年度 一般会計歳入証拠書類綴 (旧八東町)
- ・平成15年度 歳入整理簿 (旧八東町)
- ・平成16年度 町民法人税申告書 (旧郡家町)
- ・平成16年度 町民法人税調定簿 (1) (旧郡家町)
- ・平成16年度 町民法人税調定簿 (2) (旧郡家町)
- ・平成16年度 町民法人税収入 (旧郡家町)
- ・平成16年度 法人税関係綴 (旧郡家町)
- ・平成16年度 歳入整理簿 (町税～使用料及び手数料) (旧郡家町)
- ・平成16年度 町税調定簿 (旧船岡町)
- ・平成16年度 法人町民税 (船岡) 調定・申告書・送付・減免等 (旧船岡町)
- ・平成16年度 収入調定決議書兼収入通知書 (旧船岡町)
- ・法人設立、異動届綴 (旧船岡町)
- ・法人登記綴 (休業、廃業等届) (旧船岡町)
- ・平成16年度 申告書綴 (旧八東町)
- ・平成16年度 一般会計歳入証拠書類 (旧八東町)
- ・平成16年度 歳入整理簿 (旧八東町)
- ・平成17年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成17年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成17年度 法人税申告書送付・変更・異動・減免 (八頭町)
- ・平成17年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成18年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成18年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成18年度 法人住民税関係綴 発送・減免・法人 (設立・休業・変更) (八頭町)
- ・平成18年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成19年度 法人住民税関係綴 NO. 1、NO. 2 (八頭町)
- ・平成19年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成19年度 法人納付書・変更・異動・減免 (八頭町)
- ・平成19年度 課税状況調 (八頭町)

- ・平成20年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成20年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成20年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成21年度 法人申告書・調定 (八頭町)
- ・平成21年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成21年度 異動収納対策関係 (八頭町)
- ・平成21年度 課税状況調 (八頭町)
- ・平成22年度 法人住民税関係綴 (八頭町)
- ・平成22年度 歳入予算執行整理簿 (八頭町)
- ・平成22年度 異動収納対策関係綴 (八頭町)
- ・平成22年度 課税状況調 (八頭町)
- ・法人町民税 (過年度申告分) 申告書 (八頭町)
- ・課税状況・納付状況照会 (未調定分) (八頭町)
- ・法人町民税調査票 (未調定分) (八頭町)
- ・交渉経過一覧 (八頭町)
- ・その他必要な書類等

法人町民税の状況 (旧町別決算 H14年度～H16年度)

(単位:円)

町名	年 度	課税法人数	区 分	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
郡	平成14年度	(一)	現年分	34,155,500	33,609,500	0	546,000
			滞納繰越分	522,100	130,000	0	392,100
			計	34,677,600	33,739,500	0	938,100
家	平成15年度	163	現年分	28,736,200	28,584,200	0	152,000
			滞納繰越分	938,100	570,700	0	367,400
			計	29,674,300	29,154,900	0	519,400
町	平成16年度	150	現年分	25,515,400	25,305,400	0	210,000
			滞納繰越分	519,400	2,000	0	517,400
			計	26,034,800	25,307,400	0	727,400

(単位:円)

町名	年 度	課税法人数	区 分	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
船	平成14年度	58	現年分	5,982,900	5,982,900	0	0
			滞納繰越分	0	0	0	0
			計	5,982,900	5,982,900	0	0
岡	平成15年度	56	現年分	8,622,400	8,622,400	0	0
			滞納繰越分	0	0	0	0
			計	8,622,400	8,622,400	0	0
町	平成16年度	52	現年分	5,583,600	5,583,600	0	0
			滞納繰越分	0	0	0	0
			計	5,583,600	5,583,600	0	0

(単位:円)

町名	年 度	課税法人数	区 分	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
八	平成14年度	75	現年分	17,721,200	17,721,200	0	0
			滞納繰越分	0	0	0	0
			計	17,721,200	17,721,200	0	0
東	平成15年度	74	現年分	16,304,500	16,165,700	0	138,800
			滞納繰越分	0	0	0	0
			計	16,304,500	16,165,700	0	138,800
町	平成16年度	73	現年分	22,114,400	21,601,300	0	513,100
			滞納繰越分	138,800	138,800	0	0
			計	22,253,200	21,740,100	0	513,100

法人町民税の状況（八頭町決算 H16年度～H22年度）

(単位:円)

町名	年 度	課税法人数	区 分	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
八 頭	平成16年度	275	現年分	1,192,800	840,100	0	352,700
			滞納繰越分	517,400	0	0	517,400
			計	1,710,200	840,100	0	870,100
	平成17年度	276	現年分	51,408,600	51,408,600	0	0
			滞納繰越分	870,100	174,800	0	695,300
			計	52,278,700	51,583,400	0	695,300
	平成18年度	259	現年分	63,136,500	63,136,500	0	0
			滞納繰越分	695,300	50,000	350,000	295,300
			計	63,831,800	63,186,500	350,000	295,300
平成19年度	266	現年分	53,580,400	53,580,400	0	0	
		滞納繰越分	295,300	50,000	0	245,300	
		計	53,875,700	53,630,400	0	245,300	
平成20年度	275	現年分	45,675,400	45,675,400	0	0	
		滞納繰越分	245,300	0	0	245,300	
		計	45,920,700	45,675,400	0	245,300	
平成21年度	260	現年分	34,578,100	34,578,100	0	0	
		滞納繰越分	245,300	0	35,300	210,000	
		計	34,823,400	34,578,100	35,300	210,000	
平成22年度	258	現年分	38,443,900	38,443,900	0	0	
		滞納繰越分	210,000	0	160,000	50,000	
		計	38,653,900	38,443,900	160,000	50,000	

法人住民税事務手順(標準処理)

